

# 耐震対策緊急促進事業制度要綱

平成 25 年 5 月 29 日 国住市第 53 号

国土交通省住宅局長通知

最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 国住市第 116 号

## 第 1 目的

この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震診断・耐震改修等を行う事業について、民間事業者等に対し、国が重点的かつ緊急的に助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

## 第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 耐震対策緊急促進事業

次に掲げる事業をいう。

#### イ 住宅・建築物耐震化緊急促進事業

住宅・建築物の耐震化を促進するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。

#### ロ 地域の安全確保モデル事業

行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路等の安全点検等、地域の安全確保のための総合的な取組をいう。

### 二 耐震対策緊急促進事業等

耐震対策緊急促進事業及び当該事業に係る事務事業をいう。

### 三 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。

### 四 建築物

前号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

### 五 耐震改修促進計画等

次のいずれかの計画をいう。

#### イ 耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 1 項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第 6 条第 1 項の市町村耐震改修促進計画をいう。

#### ロ 耐震診断実施計画

耐震改修促進法第 32 条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。

### 六 事業主体

住宅・建築物耐震化緊急促進事業にあつては民間事業者等（個人施行者を含む。以下同じ。）を、地域の安全確保モデル事業にあつては地方公共団体及び地方公

共団体からその経費の一部に対して補助金の交付を受けて事業を実施する民間事業者等をいう。

七 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

八 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものをいう。

九 超高層建築物等

高さが60メートルを超える住宅若しくは建築物又は免震建築物である住宅若しくは建築物をいう。

十 長周期通知

平成28年6月24日付国住指1111号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」をいう。

十一 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物として位置付けられることが確実なものをいう。

十二 ブロック塀等

組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。

### 第3 事業の実施

事業主体は耐震改修促進法及び耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の支援に関する次の事業

イ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断

ロ 要緊急安全確認大規模建築物の擁壁の耐震診断

ハ 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定

二 要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に関する次の事業

イ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断

ロ 要安全確認計画記載建築物の擁壁の耐震診断

ハ 要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定

三 超高層建築物等の耐震化の支援に関する次の事業

イ 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断

ロ 超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定

四 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

五 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）

六 超高層建築物等の長周期地震動対策として行う制震改修等に関する事業

七 耐震対策緊急促進事業に係る事務事業

八 地域の安全確保に関する次の事業

イ 地域の安全点検、専門家派遣、普及啓発等に関する事業

ロ ブロック塀等の安全確保に関する事業

## 第4 事業要件

第3の事業要件は次に定めるものとする。

- 1 第3第1号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる建築物が要緊急安全確認大規模建築物であること。
  - 二 第1号イ又はロの事業については、平成28年3月31日までに着手したものであること。
  - 三 第1号ハの事業については、令和5年3月31日までに着手したものであること。
- 2 第3第2号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる住宅又は建築物が要安全確認計画記載建築物であること。
  - 二 令和5年3月31日までに着手したものであること。
- 3 第3第3号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる住宅又は建築物が次に掲げる要件に該当するものであること
    - イ 超高層建築物等であること。
    - ロ 次のいずれかの要件に該当するものであること。
      - (1) 長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるマンションを含む区分所有建築物であるもの。
      - (2) 平成12年5月以前に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるもの。
      - (3) 平成12年6月以降に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域のうち、想定される地震動が非常に大きい区域（SZ1、CH1及びOS1の区域）又は、比較的大きい区域（SZ2、CH2及びOS2の区域）にあるもの。
    - ハ 構造計算において長周期地震動に対する安全性の確認が行われていないものであること。
  - 二 令和5年3月31日までに着手したものであること。
- 4 第3第4号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
    - イ 要緊急安全確認大規模建築物であること。
    - ロ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
  - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
  - 三 令和5年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。
- 5 第3第5号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる住宅又は建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
    - イ 要安全確認計画記載建築物であること。
    - ロ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
  - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
  - 三 令和5年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。
- 6 第3第6号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
  - 一 対象となる住宅又は建築物が次に掲げる要件に該当するものであること。
    - イ 超高層建築物等であること。
    - ロ 第3項第一号ロの要件に該当するものであること。

- ハ 詳細診断の結果、長周期地震動により倒壊若しくは損傷（構造上主要な部分の損傷又は周辺への影響がある外壁等の損傷に限る。）の危険性があると判断されたものであること。
  - 二 制震改修等の結果、長周期地震動に対して安全な構造となること。
  - 三 令和5年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。
- 7 第3第7号の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合する者のうち国土交通大臣が公募し、選定した者（以下「事務事業者」という。）が耐震対策緊急促進事業を行う者に必要な費用を交付する事業でなくてはならない。
- 一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
  - 二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
  - 三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 8 第3第8号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行い、選定した事業であること。
  - 二 ブロック塀等の所有者等に対し、広報誌等の印刷物によりブロック塀等の安全対策について周知を行う事業主体、民間事業者、地域住民（自治会を含む）等で構成する協議会を設置すること。

## 第5 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、事業主体が行う耐震対策緊急促進事業等とする。

## 第6 国の補助

国は、予算の範囲内において、住宅・建築物耐震化緊急促進事業を行う民間事業者等、地域の安全確保モデル事業を行う地方公共団体及び事務事業を行う事務事業者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

## 第7 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、耐震対策緊急促進事業等の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

## 第8 運営

耐震対策緊急促進事業等の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

## 附則

### 第1 施行期日

この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の公布の日から施行する。

## 附 則

### 第1 本要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、令和2年4月1日から施行する。